

鈴鹿市告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道の供用を開始し、及び告示する。

なお、当該告示の日を供用開始の期日とする。

また、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月18日

鈴鹿市長 末松則子

路線名	起点	主要な経過地	延長（m）
	終点		幅員（m）
三日市南一丁目91号線	三日市南一丁目	三日市南一丁目	2.4
	三日市南一丁目		6.5～12.4